

議案第14号

大津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

令和2年2月21日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市長等の損害賠償責任の一部免責)

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号の普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は地方公営企業の管理者 2
- (4) 職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 15 号

地方独立行政法人市立大津市民病院の役員の損害賠償責任に係る地方独立行政法人
法第 19 条の 2 第 4 項の額を定める条例の制定について

令和 2 年 2 月 21 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

地方独立行政法人市立大津市民病院の役員の損害賠償責任に係る地方独立行政法人
法第 19 条の 2 第 4 項の額を定める条例

地方独立行政法人市立大津市民病院（以下「法人」という。）の役員の損害賠償責任に係る地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 19 条の 2 第 4 項の条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成 15 年政令第 486 号）第 3 条の 2 第 1 項の基準報酬年額に、次の各号に掲げる法人の役員の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事 2

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第16号

令和2年度における市長等の給与の特例に関する条例の制定について

令和2年2月21日提出

大津市長 佐藤 健 司

令和2年度における市長等の給与の特例に関する条例

市長、副市長、公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における給料月額、大津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）第3条第1項、大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第39号）第3条第1項、大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第22号）第3条第1項及び大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例（昭和36年条例第17号）第3条の規定にかかわらず、これらの規定による額からその100分の10（常勤の監査委員にあっては、100分の3.8）に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定による額とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第17号

大津市動物愛護管理担当職員設置条例の制定について

令和2年2月21日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市動物愛護管理担当職員設置条例

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第37条の3第1項に規定する動物愛護管理担当職員として、本市に動物愛護管理員を置く。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

議案第 18 号

大津市社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について

令和 2 年 2 月 21 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める 条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 基本方針（第 3 条）

第 3 章 設備及び運営に関する基準（第 4 条—第 32 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 68 条の 5
第 1 項の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において「無料低額宿泊所」とは、法第 2 条第 3 項第 8 号に掲げる事業を行う
施設であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの（他の法令により必要な規制
が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住
宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかであるものを除
く。）をいう。

(1) 次のアからウまでに掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

イ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合がおおむね50パーセント以上であり、かつ、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合がおおむね50パーセント以上であり、かつ、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

(2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条第1項の厚生労働大臣の定める基準（同法第11条第1項第3号に掲げる住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下の額であること。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 基本方針

第3条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、無料低額宿泊所が基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるかを常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

6 無料低額宿泊所は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な

体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保しなければならない。

- 7 無料低額宿泊所は、その運営について、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第6条第3項において「暴力団員等」という。）の支配を受けてはならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

（構造設備等の一般原則）

- 第4条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

- 第5条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

（職員等の資格要件）

- 第6条 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。）を、できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

- 3 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。第21条を除き、以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員等であってはならない。

（運営規程）

- 第7条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

- 2 無料低額宿泊所は、運営規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第8条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも1年に1回以上、定期的に避難又は救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

- 3 無料低額宿泊所は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、及び協力することができる体制を構築するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第9条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第10条 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第11条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が5人以上10人以下のものに限る。

以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のもの（入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

- 2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置する等により、入居者へのサービスの提供に支障がないものとする。

- 3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

(1) 第6条第1項の要件を満たす者が施設長のみ 4以下

- (2) 第6条第1項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 8以下
- 4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。
 - (1) 第6条第1項の要件を満たす者が施設長のみ 20人以下
 - (2) 第6条第1項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 40人以下
- 5 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、第9条第1項及び第2項の記録のほか、第20条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（設備の基準）

- 第12条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定を遵守するものでなければならない。
- 2 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和23年法律第186号）の規定を遵守するものでなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置及び自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。
 - 4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。
 - (1) 居室
 - (2) 炊事設備
 - (3) 洗面所
 - (4) 便所
 - (5) 浴室
 - (6) 洗濯室又は洗濯場
 - 5 前項に規定するもののほか、無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。
 - (1) 共用室
 - (2) 相談室
 - (3) 食堂

6 第4項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する場合等、2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積（収納設備に係る部分を除く。）は、7.43平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあっては、4.95平方メートル以上とすること。

エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

(2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

(4) 便所 入居定員に適したものを設けること。

(5) 浴室

ア 入居定員に適したものを設けること。

イ 浴槽を設けること。

(6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(職員の配置の基準)

第13条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち1人は施設長としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(入居申込者に対する説明、契約等)

第14条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービス内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ

れ文書により締結しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間及び解約に関する事項を定めなければならない。この場合において、契約期間は、1年以内（居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定による定期建物賃貸借の契約を除く。）である場合にあっては、1年）としなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第14条の規定に基づき都道府県又は市町村が設置する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）等都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。
- 5 無料低額宿泊所は、第2項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。
- 6 無料低額宿泊所は、第1項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。
- 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第9項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項（以下この項、第9項及び第10項において「重要事項等」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。
 - (1) 電子情報処理組織（無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち
ア又はイに掲げるもの
ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項等を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受け

る旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法

8 前項各号に掲げる方法は、入居申込者がファイルに記録されたものを出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

9 無料低額宿泊所は、第7項の規定により重要事項等を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第7項各号に掲げる方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

10 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、重要事項等の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入退去)

第15条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第16条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第7号に掲げる費用については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）の支払を受け

ることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 居室使用料
- (3) 共益費
- (4) 光熱水費
- (5) 日用品費
- (6) 基本サービス費
- (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項各号に掲げる費用の基準は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。

- (2) 居室使用料

ア 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。

イ アに掲げる金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品の支払を受けないこと。

- (3) 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。

- (4) 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。

- (5) 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。

- (6) 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。

- (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

ア 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。

イ 日常生活支援住居施設として支払を受ける委託費を除くこと。

（サービス提供の方針）

第17条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

- 3 無料低額宿泊所は、入居者のプライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。
- 4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第18条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合においては、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

第19条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第20条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第21条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第22条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第23条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を整備しておかななければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、無料低額宿泊所は、毎年、研修計画を策定するとともに、研修結果を記録する等、計画的な研修の実施に努めなければならない。

- 3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第24条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第25条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第26条 入居者の金銭の管理は、当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

- (1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
- (2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- (3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
- (4) 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。
- (5) 第14条第1項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を文書により締結すること。
- (6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
- (7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。
- (8) 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- (9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等についての管理規程を定めること。
- (10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、市長に届け出ること。
- (11) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約を締結し、又は変更したときは、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。

- (12) 金銭等の管理の状況について、市の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

(掲示及び公表)

第27条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第28条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第29条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(苦情への対応)

第30条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 無料低額宿泊所は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

- 5 無料低額宿泊所は、運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第31条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、当該事故に係る損害賠償を速やかに行わなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

第32条 第12条第3項から第5項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第11条及び第32条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(居室に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第12条第6項第1号ア及びエからカまでの規定は、この条例の施行後3年間は、適用しない。

第3条 この条例の施行の際現に旧法第69条第1項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、平成27年6月30日において事業の用に供していた建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同年7月1日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室のうち、第12条第6項第1号ウの基準を満たさないものについては、同号ウの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。

- (1) 居室の床面積が、収納設備等に係る部分を除き、3.3平方メートル以上であること。
- (2) 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第12条第6項第1号ウの基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。
- (3) 入居者の寝具及び身の回り品を入居者ごとに収納することができる収納設備を設けること。
- (4) 第12条第5項の規定にかかわらず、共用室を設けること。
- (5) 居室の床面積の改善についての計画を、市長と協議の上作成すること。

(6) 前号の規定により作成した計画を市長に提出するとともに、段階的かつ計画的に第12条第6項第1号ウの基準を満たすよう必要な改善を行うこと。

2 前項の建物については、同項第5号の規定による必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築はできない。

議案第19号

大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例を廃止する条例の制定について

令和2年2月21日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例を廃止する条例

大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例（平成13年条例第4号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（大津市都市公園条例の一部改正）

- 2 大津市都市公園条例（昭和40年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「及び大津市スポーツハウス・リバーヒル大石」を削る。

議案第 20 号

大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業の施行に関する条例及び大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業財政調整基金条例を廃止する条例の制定について

令和 2 年 2 月 21 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業の施行に関する条例及び大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業財政調整基金条例を廃止する条例次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業の施行に関する条例（平成 11 年条例第 41 号）
- (2) 大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業財政調整基金条例（平成 21 年条例第 62 号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業の施行に関する条例の廃止に伴う経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 110 条第 1 項の規定により徴収すべき清算金であって、納付が完了していないものがある場合における当該清算金については、この条例による廃止前の大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業の施行に関する条例第 7 章の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

議案第 21 号

大津市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

令和 2 年 2 月 21 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市特別会計条例の一部を改正する条例

大津市特別会計条例（昭和 39 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

議案第 22 号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

令和 2 年 2 月 21 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(大津市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 大津市監査委員条例（昭和 31 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」に改める。

(大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第 3 条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 243 条の 2」を「第 243 条の 2 の 2」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

令和 2 年 2 月 21 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 19 号）の一部を
次のように改正する。

別表第 1 から別表第 5 までを次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表

号給	給料月額（円）
1	146,100
2	147,200
3	148,400
4	149,500
5	150,600
6	151,700
7	152,800
8	153,900
9	154,900
10	156,300
11	157,600
12	158,900

13	160,100
14	161,600
15	163,100
16	164,700
17	165,900
18	167,400
19	168,900
20	170,400
21	171,700
22	174,400
23	177,000
24	179,600
25	182,200
26	183,900
27	185,500
28	187,200
29	188,700
30	190,400
31	192,200
32	193,900
33	195,500
34	197,300
35	199,100
36	200,900
37	202,400
38	204,200
39	206,000
40	207,800
41	209,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない一般の会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

ア 福祉職給料表(1)

号給	給料月額 (円)
1	159,800
2	161,000
3	162,200
4	163,400
5	164,300
6	165,800
7	167,200
8	168,600
9	169,800
10	171,200
11	172,600
12	174,100
13	175,500
14	177,000
15	178,500
16	179,900
17	181,400
18	183,200
19	184,900
20	186,600
21	188,000
22	189,600
23	191,300
24	192,900
25	194,500
26	196,200
27	198,000
28	199,700
29	201,500
30	203,000
31	204,500
32	205,900

33	207,100
34	208,400
35	209,700
36	210,900
37	212,100
38	213,500
39	214,900
40	216,300
41	217,300
42	218,500
43	219,600
44	220,800
45	221,700
46	222,800
47	223,700
48	224,700
49	225,500

備考

- この表は、保育士、介護福祉士、母子・父子自立支援員、障害福祉窓口業務員、障害者虐待対応員、手話通訳者、障害児相談支援員、地域型保育支援員、保育アドバイザー、家庭相談スーパーバイザー、家庭児童相談員、女性相談員、児童厚生員、子育て支援員その他福祉に係る相談若しくは支援又は保育に関する業務に従事する一般の会計年度任用職員に適用する。
- 勤務時間その他の勤務条件を考慮し、規則で定める特別の事情があると認められる保育士の給料月額は、この表の額に20,000円をそれぞれ加算した額とする。

イ 福祉職給料表(2)

号給	給料月額(円)
1	146,100
2	147,200
3	148,400
4	149,500

5	150,600
6	151,700
7	152,800
8	153,900
9	154,900
10	159,800
11	161,000
12	162,200
13	163,400
14	164,300
15	165,800
16	167,200
17	168,600
18	169,800

備考

- 1 この表は、児童クラブの補助員に適用する。
- 2 職務の内容、勤務時間その他の勤務条件を考慮し、規則で定める特別の事情があると認められる者の給料月額は、この表の額に7,200円を超えない範囲内で規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

ウ 福祉職給料表(3)

号給	給料月額 (円)
1	188,000
2	189,600
3	191,300
4	192,900
5	194,500
6	196,200
7	198,000
8	199,700
9	201,500
10	203,000
11	209,600

1 2	2 1 1, 3 0 0
1 3	2 1 3, 1 0 0
1 4	2 1 4, 8 0 0
1 5	2 1 6, 5 0 0
1 6	2 1 8, 3 0 0
1 7	2 2 0, 1 0 0
1 8	2 2 1, 8 0 0
1 9	2 2 3, 5 0 0
2 0	2 2 5, 0 0 0
2 1	2 2 6, 4 0 0
2 2	2 2 7, 8 0 0
2 3	2 2 9, 2 0 0
2 4	2 3 0, 8 0 0
2 5	2 3 2, 4 0 0
2 6	2 3 4, 0 0 0
2 7	2 3 5, 4 0 0
2 8	2 3 7, 0 0 0
2 9	2 3 8, 5 0 0
3 0	2 4 0, 0 0 0

備考

- 1 この表は、放課後児童支援員に適用する。
- 2 職務の内容、勤務時間その他の勤務条件を考慮し、規則で定める特別の事情があると認められる者の給料月額は、この表の額に14,200円を超えない範囲内で規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第3条関係）

医療技術職給料表

号給	給料月額（円）
1	1 6 9, 7 0 0
2	1 7 1, 6 0 0
3	1 7 3, 6 0 0
4	1 7 5, 5 0 0
5	1 7 7, 4 0 0

6	1 7 9, 2 0 0
7	1 8 1, 0 0 0
8	1 8 2, 9 0 0
9	1 8 8, 4 0 0
1 0	1 9 0, 0 0 0
1 1	1 9 1, 6 0 0
1 2	1 9 3, 2 0 0
1 3	1 9 4, 7 0 0
1 4	1 9 6, 2 0 0
1 5	1 9 7, 8 0 0
1 6	1 9 9, 3 0 0
1 7	2 0 0, 9 0 0
1 8	2 0 2, 6 0 0
1 9	2 0 4, 2 0 0
2 0	2 0 5, 9 0 0
2 1	2 0 7, 3 0 0
2 2	2 0 8, 9 0 0
2 3	2 1 0, 5 0 0
2 4	2 1 2, 1 0 0
2 5	2 1 3, 5 0 0
2 6	2 1 5, 1 0 0
2 7	2 1 6, 8 0 0
2 8	2 1 8, 5 0 0
2 9	2 1 9, 8 0 0
3 0	2 2 1, 3 0 0
3 1	2 2 2, 7 0 0
3 2	2 2 4, 2 0 0
3 3	2 2 5, 6 0 0
3 4	2 2 7, 0 0 0
3 5	2 2 8, 3 0 0
3 6	2 2 9, 6 0 0
3 7	2 3 0, 9 0 0

3 8	2 3 2, 3 0 0
3 9	2 3 3, 8 0 0
4 0	2 3 5, 2 0 0
4 1	2 3 6, 2 0 0
4 2	2 3 7, 5 0 0
4 3	2 3 8, 5 0 0
4 4	2 3 9, 7 0 0
4 5	2 4 1, 0 0 0

備考 この表は、食品衛生監視員、獣医師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、作業療法士、歯科衛生士、はり師及びきゅう師に適用する。

別表第 4（第 3 条関係）

看護保健職給料表

号給	給料月額（円）
1	1 6 5, 3 0 0
2	1 6 6, 7 0 0
3	1 6 8, 2 0 0
4	1 6 9, 6 0 0
5	1 7 1, 0 0 0
6	1 7 2, 5 0 0
7	1 7 4, 0 0 0
8	1 7 5, 5 0 0
9	1 7 6, 7 0 0
1 0	1 7 8, 4 0 0
1 1	1 8 0, 0 0 0
1 2	1 8 1, 5 0 0
1 3	1 8 2, 9 0 0
1 4	1 8 4, 9 0 0
1 5	1 8 6, 9 0 0
1 6	1 8 8, 9 0 0
1 7	1 9 2, 4 0 0
1 8	1 9 4, 5 0 0
1 9	1 9 6, 6 0 0

20	198,600
21	200,700
22	203,000
23	205,300
24	207,500
25	209,800
26	211,200
27	212,600
28	213,800
29	215,200
30	216,600
31	218,100
32	219,300
33	220,700
34	222,200
35	223,700
36	225,200
37	226,300
38	228,000
39	229,700
40	231,400
41	232,700

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師、発達相談員、介護支援専門員、介護認定調査員その他看護又は保健に関する業務に従事する一般の会計年度任用職員に適用する。

別表第5（第3条関係）

教育職給料表

号給	給料月額（円）
1	160,000
2	161,500
3	163,000
4	164,500
5	166,100

6	168,000
7	169,800
8	171,600
9	173,300
10	175,400
11	177,400
12	179,400
13	181,300
14	183,500
15	185,700
16	187,900
17	190,100
18	192,700
19	195,200
20	197,700
21	200,200
22	201,900
23	203,600
24	205,300
25	206,800
26	208,200
27	209,800
28	211,300
29	213,000

備考 この表は、教育機関その他の規則で定めるものに勤務し、教育に関する業務に従事する一般の会計年度任用職員に適用する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 24 号

大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

令和 2 年 2 月 21 日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 20 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「定められている報酬」の次に「（学校運営協議会委員の報酬を除く。以下「日
額報酬等」という。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

8 第 1 項又は第 2 項の報酬のうち日額報酬等及び月額報酬以外のものの支給方法は、任命権者
が市長と協議して定める。

別表第 1 に次のように加える。

学校運営協議会委員	日額 1,500 円	同上
-----------	------------	----

別表第 2 産業医の項を次のように改める。

産業医	(1) 月額 150,000 円	大津市職員等の旅費に関す る条例による一般の職員の 旅費相当額
	(2) 面接指導を行う職員 1 人 1 回につき 7,000 円	

別表第 2 葛川少年自然の家嘱託医の項の次に次のように加える。

学校医	(1) 担当する 1 の市立学校に つき 月額 24,700 円	同上
	(2) 検診の受診者 1 人につき	

	410円	
保育所嘱託医	(1) 担当する1の保育所につき 月額18,500円 (2) 検診の受診者1人につき 410円	同上
学校歯科医	(1) 担当する1の市立学校につき 月額3,000円 (2) 検診の受診者1人につき 410円	同上
保育所嘱託歯科医	(1) 担当する1の保育所につき 月額3,000円 (2) 検診の受診者1人につき 410円	同上
学校薬剤師	担当する1の市立学校につき 月額13,000円	同上

別表第2に次のように加える。

統計調査員	国が定める調査員手当の額を基準として市長が定める額	大津市職員等の旅費に関する条例による一般の職員の旅費相当額の範囲内で市長が定める額
-------	---------------------------	---

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 25 号

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和 2 年 2 月 21 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 18 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 2 条」を「第 2 条第 1 項」に、「（特に人体に感染の危険があるものに限る。）にかかり、若しくはかかっている疑いがある家畜に対する防疫作業」を「のまん延を防止するために行う作業（規則で定めるものに限る。）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に対する手当について適用し、同日前の勤務に対する手当については、なお従前の例による。

議案第 26 号

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和 2 年 2 月 21 日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「定める者」を「掲げる者」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

議案第 27 号

大津市重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年 2 月 21 日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例

大津市重要な公の施設に関する条例(昭和 56 年条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「別表第 10 号から第 16 号まで」を「別表第 11 号から第 17 号まで」に改める。

別表中第 16 号を第 17 号とし、第 10 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) コミュニティセンター

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(大津市ガス供給条例の一部改正)

2 大津市ガス供給条例(昭和 52 年条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 24 条中「大津市重要な公の施設に関する条例(昭和 56 年条例第 44 号)別表第 15 号に掲げるガス事業施設(」及び「)をいう。」を削る。

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年2月21日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(5) 震災、風水害、火災その他の災害による被害の状況に関する証明をするとき。

別表第60項第6号イ(イ)中「規定する基準」の次に「並びに同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準」を加える。

第2条 大津市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第30項中「（平成25年法律第27号。以下この項において「法」という。）」を削り、「事務」を「個人番号カードの再交付 1枚につき 800円」に改め、同項各号を削る。

第3条 大津市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第19項第4号イ中「第61項に」を「第62項に」に改め、同号イの表備考中「第61項第1号」を「第62項第1号」に改め、別表第32項第15号中「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に改め、同項第16号中「魚肉ねり製品製造業」を「魚肉練り製品製造業」に改め、同項第26号中「醬油製造業」を「しょうゆ製造業」に改め、同項第30号中「納豆製造業」を「納豆製造業」に改め、同項第31号中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同表中第61項を第62項とし、第53項から第60項までを1項ずつ繰り下げ、同表第52項第1号ア(ア)の表中「第60項及び第61項」を「第61項及び第62項」に改め、同項を別表第53項とし、同表中第33項から第51項までを1項ずつ繰り下げ、第32項の次に次の1項を加える。

33 食品等の製造等を行う工程が高度な衛生管理の基準に適合することの証明の申請に対する審査 1件につき 35,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、第3条の規定は令和2年6月1日から施行する。

(調整規定)

- 2 第2条の規定の施行の日が令和2年4月1日前である場合には、同条のうち大津市手数料条例別表第30項の改正規定中「第30項」とあるのは、「第29項」とする。

議案第 29 号

大津市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について

令和 2 年 2 月 21 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

大津市食品衛生法施行条例（平成 20 年条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める条例

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号。以下「令」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、本市が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定めるものとする。

第 2 条中「法第 29 条第 1 項の規定に基づき本市が設置する食品衛生検査施設に係る食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号。以下「令」という。）」を「令」に、「法」を「食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）」に改める。

第 3 条及び別表第 1 から別表第 3 までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の大津市食品衛生法施行条例第 3 条及び別表第 1 から別表第 3 までの規定は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）附則第 5 条に規定す

る同法第1条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第50条第2項の規定により定められた基準として、この条例の施行の日から令和3年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

議案第30号

大津市旅館業法施行条例及び大津市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年2月21日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市旅館業法施行条例及び大津市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

(大津市旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 大津市旅館業法施行条例(平成20年条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表第1第4項第5号ウ中「塩素系薬剤により」を「次に掲げるところにより」に改め、「遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.2ミリグラム以上になるように保ち」を削り、「これ」を「これら」に改め、同号ウに次のように加える。

(ア) 塩素系薬剤を用いて消毒を行う場合にあっては、遊離残留塩素濃度が、1リットルにつき0.4ミリグラム程度となるように保つとともに、1リットルにつき1ミリグラムを超えないように努めること。

(イ) 結合塩素のモノクロアミンを用いて消毒を行う場合にあっては、モノクロアミンの濃度が1リットルにつき3ミリグラム程度となるように保つこと。

(大津市公衆浴場法施行条例の一部改正)

第2条 大津市公衆浴場法施行条例(平成24年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第14号イを次のように改める。

イ 有機物(全有機炭素(TOC)の量)が1リットルにつき8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットルにつき25ミリグラム以下とすること。

第3条第1項第18号ウ中「塩素系薬剤により」を「次に掲げるところにより」に、「行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.2ミリグラム以上になるよう保つ」を「行う」に、

「これ」を「これら」に改め、同号ウに次のように加える。

(7) 塩素系薬剤を用いて消毒を行う場合にあっては、遊離残留塩素濃度が、1リットルにつき0.4ミリグラム程度となるように保つとともに、1リットルにつき1ミリグラムを超えないように努めること。

(4) 結合塩素のモノクロラミンを用いて消毒を行う場合にあっては、モノクロラミンの濃度が1リットルにつき3ミリグラム程度となるように保つこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 31 号

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

令和 2 年 2 月 21 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26 年条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条中「第 34 条の 20 第 1 項第 4 号」を「第 34 条の 20 第 1 項第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 32 号

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和 2 年 2 月 21 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例（平成 26 年条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「第 5 項」を「第 6 項」に改め、同条第 3 項中「修了したもの」の次に「(次
項において「研修修了者」という。)」を加え、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、
第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、放課後児童支援員を研修修了者とすることが困難であるときは、
同項各号のいずれかに該当する者を、その者が当該研修を修了するまでの間、研修修了者とみ
なして、放課後児童支援員とすることができる。この場合において、当該放課後児童支援員は、
その従事することとなった日から 2 年以内に当該研修を修了しなければならない。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年2月21日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

大津市立児童クラブ条例（平成12年条例第76号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「除く」の次に「。第6条第1項において同じ」を加える。

第6条第1項中「小学校等の夏季における」を「夏季における小学校等の」に改め、同条第2項中「（土曜日にあつては、午前8時30分から午後3時まで）」を削る。

第10条を次のように改める。

第10条 保護者（夏季休業期間保育を受ける者の保護者を除く。第13条において同じ。）は、通所登録を受けている間、毎月、児童1人につき10,000円の保育料を納付しなければならない。ただし、月の途中で新たに通所登録を受け、又は通所登録の抹消を受けた場合における保育料の額は、500円にその月において通所登録を受けていた期間の日数（当該期間においてクラブが開所されなかった日数を含まない。）を乗じて得た額（その額が10,000円を超えるときは、10,000円）とする。

2 夏季休業期間保育を受ける者の保護者は、夏季休業期間保育を行う期間（以下「夏季保育期間」という。）について、児童1人につき14,000円の保育料を納付しなければならない。ただし、夏季保育期間の途中で新たに通所登録を受け、又は通所登録の抹消を受けた場合における保育料の額は、500円に夏季保育期間において通所登録を受けていた期間の日数（当該期間においてクラブが開所されなかった日数を含まない。）を乗じて得た額（その額が14,000円を超えるときは、14,000円）とする。

第12条第1項中「第10条」を「第10条第1項及び第2項」に、「この条」を「この項」に、

「減免」を「減額し、又は免除」に改め、同項第2号中「保育料を」を「保育料について、」に、「月額2,000円（夏季休業期間保育を受ける者の保護者にあつては、当該期間につき2,000円）」を「当該月分（夏季休業期間保育にあつては、夏季保育期間において通所登録を受けていた期間分。次号及び第4号において同じ。）の保育料の5分の1に相当する額を」に改め、同項第3号中「保育料を」を「保育料について、」に、「月額2,000円（夏季休業期間保育を受ける者の保護者にあつては、当該期間につき2,000円）」を「当該月分の保育料の5分の1に相当する額を」に改め、同項第4号中「当該期間の」を「夏季保育期間において通所登録を受けていた期間の」に改め、「（夏季休業期間保育にあつては、当該期間分）」を削り、同条第2項中「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

第13条中「（夏季休業期間保育を受ける者の保護者を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 34 号

大津市木戸コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

令和 2 年 2 月 21 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市木戸コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

大津市木戸コミュニティセンター条例（平成 17 年条例第 92 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市木戸交流センター条例

第 1 条中「大津市木戸コミュニティセンター」を「大津市木戸交流センター」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（位置）

第 2 条 センターの位置は、大津市木戸 70.9 番地とする。

第 4 条第 1 項中「センターの集会室、和室 1、和室 2 又は調理実習室」を「別表に掲げるセンターの集会室等」に改め、「者（以下）」の次に「同条及び第 9 条を除き、」を加え、同条第 2 項中「別表に掲げる」を「毎時 0 分から始まる 1 時間を単位とする」に改め、同項ただし書を削る。

第 8 条中「指定管理者」の次に「（次条において「指定管理者」という。）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条、第 5 条関係）

室名	利用料金の上限額
集会室	1 時間につき 720 円
和室 1	1 時間につき 130 円

和室 2	1 時間につき 1 3 0 円
調理実習室	1 時間につき 1 3 0 円

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大津市木戸交流センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う集会室等の使用の許可について適用し、同日前に行われた集会室等の使用の許可については、なお従前の例による。

議案第35号

大津市滋賀里コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年2月21日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市滋賀里コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

大津市滋賀里コミュニティセンター条例（平成14年条例第51号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市滋賀里交流センター条例

第1条中「コミュニティセンター」を「大津市滋賀里交流センター（以下「センター」という。）」に改める。

第2条を次のように改める。

（位置）

第2条 センターの位置は、大津市滋賀里一丁目9番11号とする。

第3条中「コミュニティセンター」を「センター」に改める。

第4条第1項中「大会議室等の施設」を「センターの大会議室等」に改め、同条第2項中「別表に掲げる」を「毎時0分から始まる1時間を単位とする」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項第3号中「コミュニティセンター」を「センター」に改める。

第5条第1項中「使用者は」の次に「、使用の許可の際に」を加え、同項ただし書及び同条第2項を削る。

第7条の見出しを「（使用料の不還付）」に改める。

第8条中「コミュニティセンター」を「センター」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第5条関係）

室名	使用料
大会議室	1時間につき 290円
中会議室1	1時間につき 130円
中会議室2	1時間につき 130円
和室1	1時間につき 80円
和室2	1時間につき 80円

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市滋賀里交流センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う大会議室等の使用の許可について適用し、同日前に行われた大会議室等の使用の許可については、なお従前の例による。

議案第36号

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年2月21日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条の5中「610,000円」を「630,000円」に改める。

第14条中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第18条第1項中「610,000円」を「630,000円」に改め、同項第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同項第3号中「510,000円」を「520,000円」に改め、同条第4項中「610,000円」を「630,000円」に改め、同条第5項中「610,000円」を「630,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の5、第14条及び第18条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 37 号

大津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

令和 2 年 2 月 21 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市印鑑条例の一部を改正する条例

大津市印鑑条例（昭和 45 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（15 歳未満の者を除く。）」に改める。

第 10 条第 4 号を次のように改める。

(4) その他市長が印鑑登録票を消除すべき事由が生じたと認めるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

大津湖南都市計画大津駅西第一土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和 2 年 2 月 21 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津湖南都市計画大津駅西第一土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例

大津湖南都市計画大津駅西第一土地区画整理事業の施行に関する条例（平成 19 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 7 項中「年 6 パーセント」を「、法第 103 条第 4 項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 39 号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和 2 年 2 月 21 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和 63 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条第 3 項中「年 5 分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に到来した支払期に係るこの条例による改正前の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第 36 条第 3 項に規定する利息については、なお従前の例による。

議案第40号

大津市立幼稚園の教員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例の制定
について

令和2年2月21日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市立幼稚園の教員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

大津市立幼稚園の教員の給与等に関する特別措置条例（昭和49年条例第65号）の一部を次のように改正する。

題名中「大津市立幼稚園」を「大津市立学校」に改める。

第1条中「昭和46年法律第77号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「大津市立幼稚園」を「大津市立学校」に改める。

第2条中「おいて、」を「おいて」に改め、「講師」の次に「並びに大津市立小学校及び中学校の講師（県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。）を除く。）」を加える。

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 教育公務員給与条例（第13条第1項（地域手当、期末手当及び勤勉手当に係る部分に限る。）の規定に限る。）

第4条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 教育公務員給与条例第15条において準用する大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号）（第22条（第2項を除く。）の規定に限る。）

第5条第1項中「この項」の次に「及び次条」を加え、同条第2項第1号中「幼稚園」を「学校」に改め、同項第3号中「園児」を「児童又は生徒」に改め、同条の次に次の1条を加える。
（業務量の適切な管理等）

第6条 教育委員会は、法第7条第1項の指針に即して別に定めるところにより、教員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

(大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

2 大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第9条中「、中学校等」を「及び中学校」に改め、「大津市立幼稚園の教員の給与等に関する特別措置条例（昭和49年条例第65号）の規定並びに」を削る。

議案第41号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 公の施設の名称 大津市伝統芸能会館
- 2 指定管理者 東京都千代田区三番町2番地
株式会社コンベンションリンクージ
- 3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第42号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 公の施設の名称 大石緑地スポーツ村（一部を除く。）
- 2 指定管理者 おおつ協会都市公園グループ
構成団体 大津市浜大津四丁目1番1号
公益財団法人大津市公園緑地協会
東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
西武造園株式会社
大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目2番16号
ゼット株式会社
- 3 指 定 期 間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第43号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結することについて、同法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 契約金額 12,000,000円を上限とする額
- 2 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 契約の相手方 京都府京田辺市松井ヶ丘三丁目23番地3

公認会計士 吉田 享司